

黒石市特別支援教育支援員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月27日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

黒石市教育委員会規則第1号

黒石市特別支援教育支援員規則の一部を改正する規則

黒石市特別支援教育支援員規則（平成24年黒石市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第12条第1項中「「勤務状況整理簿兼勤務状況報告書」」を「黒石市特別支援教育支援員勤務状況整理簿兼勤務状況報告書」に、「1日」を「5日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 支援員が欠勤をした場合は、前項の規定にかかわらず、欠勤後速やかに教育長に報告するものとする。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第12条関係）

黒石市特別支援教育支援員勤務状況整理簿兼状況報告書

学 校 名	学校	支援員氏名
対象児童生徒	年 組	氏名

支援期間： 年 月分（ 月1日～ 月 日のうちNo. ）

本人 出勤印	日( )	勤 務 内 容	校 長 確認印	備 考
	< 日( )振替 >			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
本人 出勤印	日( )	勤 務 内 容	校 長 確認印	備 考
	< 日( )振替 >			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
本人 出勤印	日( )	勤 務 内 容	校 長 確認印	備 考
	< 日( )振替 >			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
本人 出勤印	日( )	勤 務 内 容	校 長 確認印	備 考
	< 日( )振替 >			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
本人 出勤印	日( )	勤 務 内 容	校 長 確認印	備 考
	< 日( )振替 >			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			

(記入上の注意)

- 1 この整理簿は、実際に支援した内容について記入する。
- 2 休憩時間は、45分間以上で校長が定めるものとする。勤務時間に含まれないため、勤務内容に記載の必要はない。
- 3 週1回5時間勤務の曜日を定めるものとする。週29時間以内であれば勤務時間の変更を可能とするが、勤務のない日の規定時間を他に振り替えることはできない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。